

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合条例第14号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（平成27年条例第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第2号中「次号」を「第4号」に改め、同条中第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

- (3) 前2号に該当する者であって、これらの号に規定する退職をした日又はその翌日に再び職員となり、当該職員となった日以後に退職した者（前2号に規定する退職に係る退職手当の支給の対象となる者、次号に該当する者及び組合規則で定める者を除く。）

第10条中「第7条各号及び」を「第7条第2号及び第4号並びに」に改める。

第11条第1項第1号中「50,000円」を「65,000円」に、同項第2号中「45,850円」を「59,550円」に、同項第3号中「41,700円」を「54,150円」に、同項第4号中「33,350円」を「43,350円」に、同項第5号中「25,000円」を「32,500円」に、同項第6号中「20,850円」を「27,100円」に、同項第7号中「16,700円」を「21,700円」に改める。

第19条第4項中「（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の職員の退職手当に関する条例第19条第4項の規定は、この条例の施行の日以後にされた支払差止処分（同項に規定する支払差止処分をいう。以下同じ。）の取消しの申立てについて適用し、この条例の施行の日前にされた支払差止処分の取消しの申立てについては、なお従前の例による。